

付 議 第 4 号

保育所を経営する社会福祉法人の設立認可に関する議案

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 32 条に基づき、保育所を経営する社会福祉法人の設立認可に対し、別紙申請書及び定款のとおり認可することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 19 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

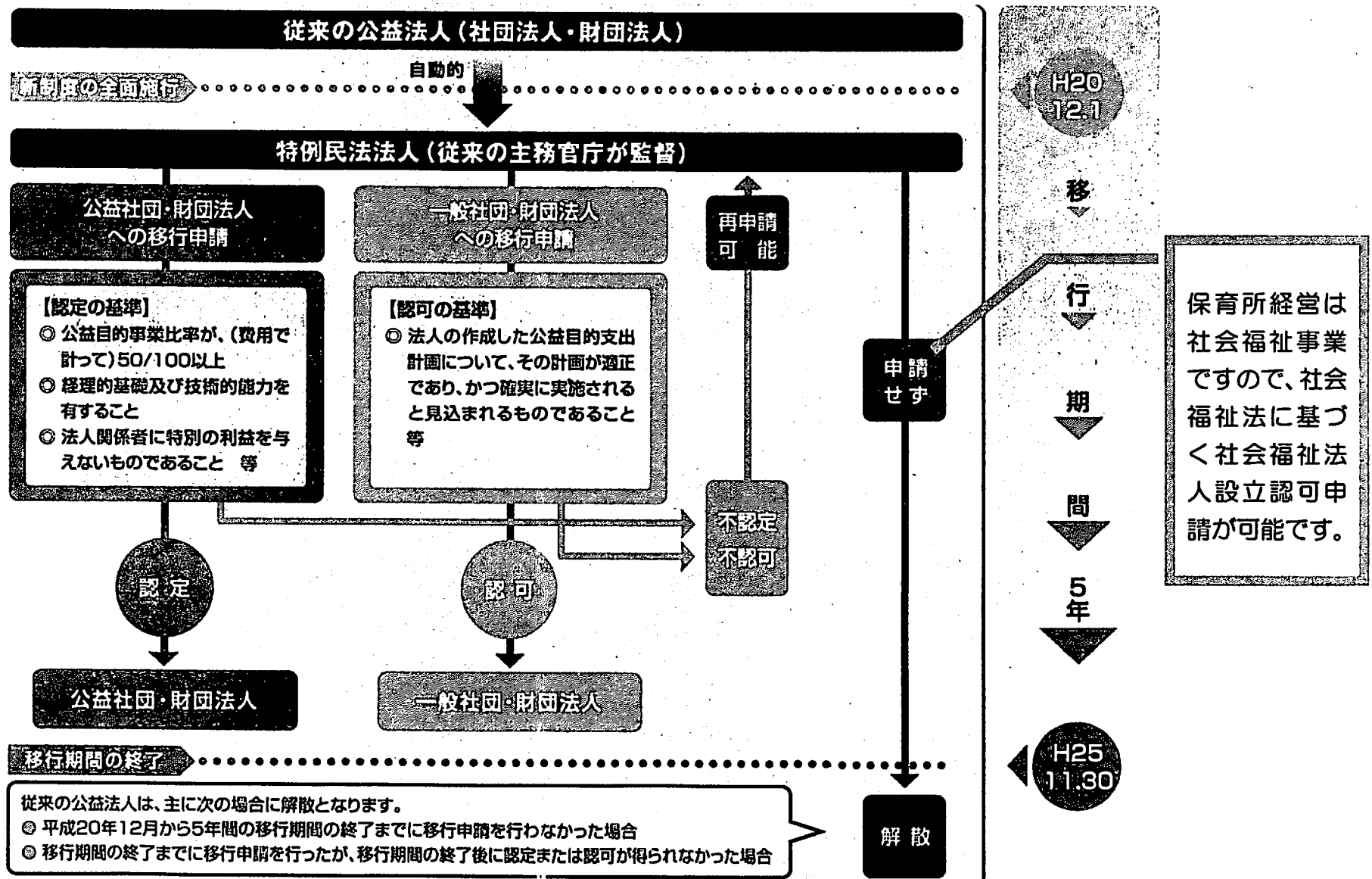
第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(19) 保育所を経営する社会福祉法人の定款を認可すること。

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所	高知県室戸市浮津28番地2	
	氏名	社会福祉法人元保育協会 設立代表者 木下 英子	
申請年月日		平成22年11月22日	
社会福祉法人 設立の趣意	<p>元保育所は、従来元保育所PTAにより地区の児童の福祉の増進に務めてきましたが、保育所の公共性、重要性を考える時、法人経営に委ねるべきとの結論に達し、PTAが発起人となり財団法人元保育協会を、昭和45年4月に設立し地区の児童の福祉の増進ならびに社会福祉の増進に寄与するよう努力してきました。以来40年間関係者をはじめ地域の方々の理解と努力を得て、数多くの児童を保育してまいりました。環境に恵まれた立地条件で沢山の経験を通して感性豊かな心、健康でしなやかな体づくりを目指してきました。今後も私たちは、多くの児童を預かるという社会的責任と保育の公共性を考え、さらに充実した健全な保育所運営を図ることと、保育所への入所要求、とりわけ低年齢、延長、障害児などの特別保育を実地して、地域に開かれた保育所づくりを進めるために、平成23年4月1日から社会福祉法人元保育協会を設立するものであります。</p>		
主たる事務所の所在地		高知県室戸市元甲1902番地	
法人の名称		社会福祉法人元保育協会	
事業の 種類	社会福祉 事業	第1種	なし
		第2種	元保育所の経営
	公益事業		なし
	収益事業		なし

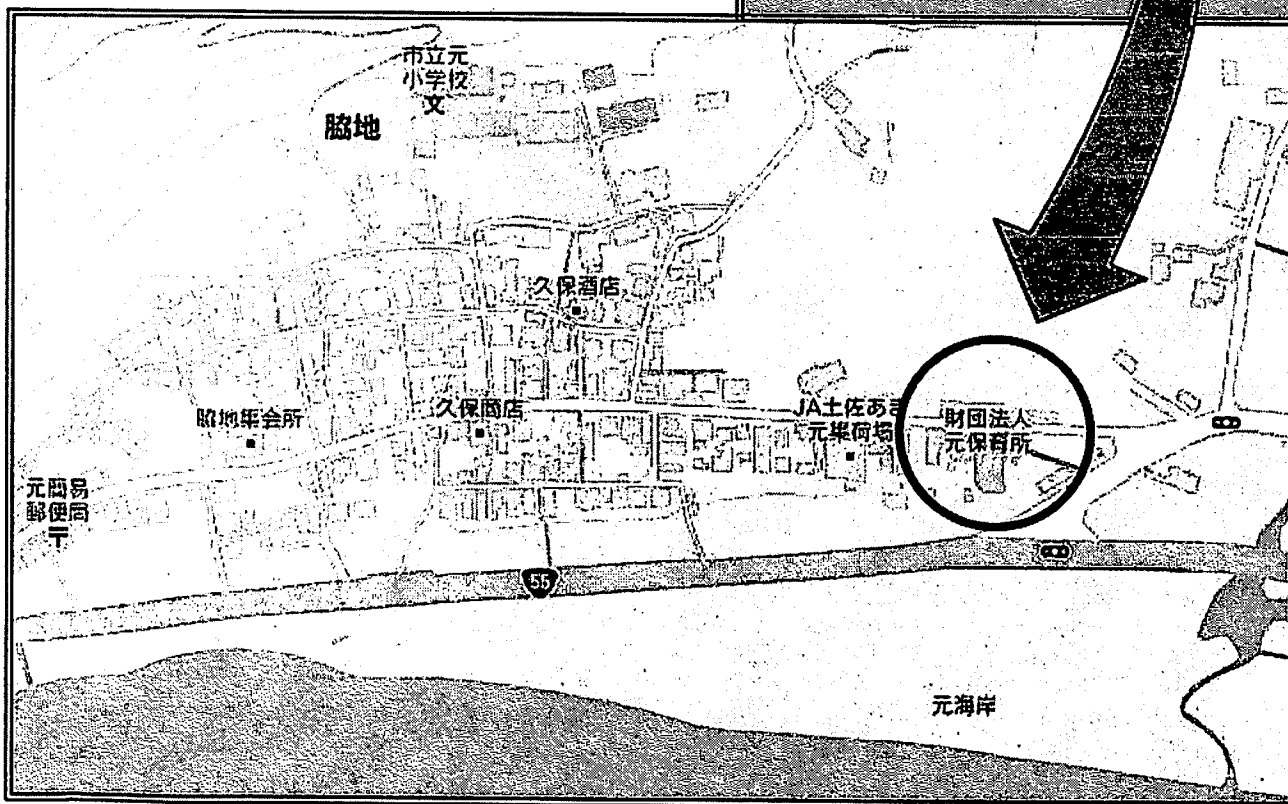
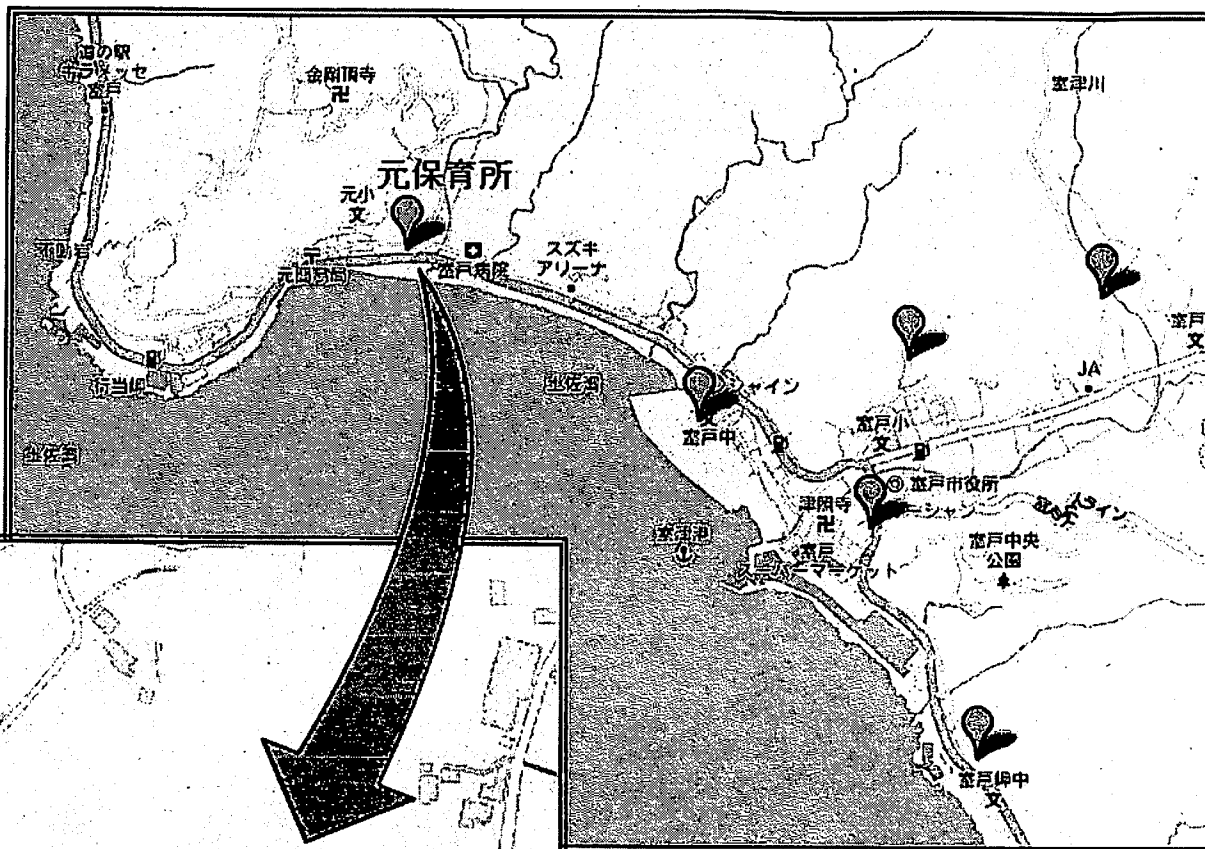
資 産	純 額 ⑤-⑥		内 訳				⑥ 負 債			
			社会福祉事業用財産		③ 公益事業 用財産	④ 収益事業 用財産		⑤ 積極財産 ①+②+③+④		
	① 基本財産	② 運用財産								
	円	円	円	円	円	円	円			
	56,648,547	30,979,527	29,148,945	0	0	60,128,472	3,479,925			
役 員 と な る べ き 者	理事 監事 の別	氏 名	代表権 の有無	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等(該当に○)				他の社会福祉法人の 代表者への就任状況	
					学識 経験	地域 福祉 関係	施設 長	その 他	有 無	法人名
	理事	久保善則	有	無	○				無	
	"	北岡幸男		"		○			"	
	"	竹石幸八		"				○	"	
	"	市川 久		"				○	"	
	"	仙頭 隆		"				○	"	
	"	濱田信吉		"				○	"	
	"	岡崎江津子		"				○	"	
	"	木下英子		"			○		"	
	監事	森口哲夫		"		○				
"	志和國夫		"		○					
評議員会の有無			無		評議員の定数					

新制度における従来の公益法人等の選択肢



室戸市内の保育所等の概要 (H22. 4. 1 現在)

施設数：12か所 (公5・私7)
 定員：455人 (公185・私270)
 入所児童数：336人 (公117・私219)
 学齢前児童数：504人



元保育所の概要 (H22. 4. 1 現在)

所在地：室戸市元甲1902番地
 定員：30人
 入所児童数：24人
 開所時間：平日 7:30~18:00
 土曜日 7:30~12:30
 入所年齢：生後2か月

社会福祉法人元保育協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

保育所の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人元保育協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を高知県室戸市元甲1902番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 8名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、理事会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査) /

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。 /

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び高知県知事に報告するものとする。 /

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。 /

(職員) /

第12条 この法人に、職員若干名を置く。 /

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。 /

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。 /

第3章 資産及び会計 /

(資産の区分) /

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。 /

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 /

室戸市元字下江ノ尻甲1902番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 /

元保育所園舎 / (452.84㎡) /

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。 /

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。 /

(基本財産の処分) /

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県知事の承認は必要としない。 /

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合 /

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。） /

に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。） /

(資産の管理) /

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。 /

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、 /

又は確実な有価証券に換えて、保管する。／

(特別会計)／

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。／

(予算)／

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。／

(決算)／

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。／

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。／

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。／

(会計年度)／

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。／

(会計処理の基準)／

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。／

(臨機の措置)／

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。／

第4章 解散及び合併 ／

(解散) ．

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。／

(残余財産の帰属) ．

第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出された

ものに帰属する。／

(合併)／

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の認可を受けなければならない。／

第5章 定款の変更／

(定款の変更)／

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、高知県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。／

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。／

第6章 公告の方法その他／

(公告の方法)／

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人元保育協会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。／

(施行細則)／

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。／

附 則／

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。／

理事長／久保 善則／

理 事／北岡 幸男／

〃 竹石 幸八／

〃 市川 久／

〃 仙頭 隆／

〃 岡崎 江津子／

〃 濱田 信吉／

〃 木下 英子／

監 事／森口 哲夫／

〃 志和 國夫／

社会福祉法人元保育協会

財 産 目 録

I 資産の部	60,128,472円 /
1 基本財産 (内訳)	30,979,527円 /
(1) 建物 室戸市元字下江ノ尻甲1902番地1鉄筋コンクリート造陸屋根2階建建物	30,979,527円 /
2 運用財産	29,148,945円 /
(内訳)	
(1) 運転資金	4,672,123円 /
(2) 法人事務費	3,537,800円 /
(3) 什器備品	986,949円 /
(4) 保育所繰越積立金	16,600,000円 /
(5) 共済財団退職手当預かり金	3,352,073円 /
II 負債の部	3,479,925円 /
III 差引正味財産	56,648,547円 /

23年度 資金収支予算内訳表

法人名 社会福祉法人元保育協会

(平成 22 年 9 月 30 日)

(自) 平成23年 4月 1日 (至) 平成24年 3月31日

勘 定 科 目		合 計	本 部	元保育所
入	運営費収入	25,145,000	0	25,145,000
	運営費収入	25,145,000	0	25,145,000
	經常経費補助金収入	1,752,000	0	1,752,000
	經常経費補助金収入	1,752,000	0	1,752,000
	寄附金収入	30,000	0	30,000
	寄附金収入	30,000	0	30,000
	雑収入	324,000	0	324,000
	雑収入	324,000	0	324,000
	雑収入	324,000	0	324,000
	受取利息配当金収入	28,000	10,000	18,000
	受取利息配当金収入	28,000	10,000	18,000
	経理区分間繰入金収入	145,000	145,000	0
	経理区分間繰入金収入	145,000	145,000	0
	經常収入計(1)	27,424,000	155,000	27,269,000
	支	人件費支出	23,234,000	0
職員俸給		15,620,000	0	15,620,000
職員諸手当		3,479,000	0	3,479,000
非常勤職員給与		1,800,000	0	1,800,000
退職共済掛金		135,000	0	135,000
法定福利費		2,200,000	0	2,200,000
事務費支出		1,282,000	155,000	1,127,000
福利厚生費		50,000	0	50,000
旅費交通費		150,000	50,000	100,000
研修費		10,000	0	10,000
消耗品費		10,000	0	10,000
器具什器費		5,000	0	5,000
印刷製本費		30,000	0	30,000
水道光熱費		30,000	0	30,000
燃料費		10,000	0	10,000
修繕費		100,000	0	100,000
通信運搬費		105,000	5,000	100,000
会議費		5,000	0	5,000
広報費		90,000	90,000	0
手数料		125,000	5,000	120,000
損害保険料		75,000	0	75,000
租税公課		7,000	5,000	2,000
土地・建物賃借料	16,000	0	16,000	

勘定科目		合計	本部	元保育所
經常活動による支出	雑費	464,000	0	464,000
	雑費	284,000	0	284,000
	共済財団退職手当掛金	180,000	0	180,000
	事業費支出	2,763,000	0	2,763,000
	給食費	1,863,000	0	1,863,000
	保健衛生費	30,000	0	30,000
	保育材料費	200,000	0	200,000
	水道光熱費	400,000	0	400,000
	燃料費	30,000	0	30,000
	消耗品費	30,000	0	30,000
	器具什器費	10,000	0	10,000
	雑費	200,000	0	200,000
	経理区分間繰入金支出	145,000	0	145,000
	経理区分間繰入金支出	145,000	0	145,000
	經常支出計(2)	27,424,000	155,000	27,269,000
	經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0	0
	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	施設整備等支出計(5)	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0
	財務収入計(7)	0	0	0
	財務支出計(8)	0	0	0
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0	0	0
予備費(10)		0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0

前期末支払資金残高(12)	6,317,337	3,477,292	2,840,045
当期末支払資金残高(11)+(12)	6,317,337	3,477,292	2,840,045

24年度 資金収支予算内訳表

法人名 社会福祉法人元保育協会

(平成 22 年 9 月 30 日)

(自) 平成24年 4月 1日 (至) 平成25年 3月31日

勘 定 科 目		合 計	本 部	元保育所
収 入	運営費収入	20,108,000	0	20,108,000
	運営費収入	20,108,000	0	20,108,000
	経常経費補助金収入	1,752,000	0	1,752,000
	経常経費補助金収入	1,752,000	0	1,752,000
	寄附金収入	30,000	0	30,000
	寄附金収入	30,000	0	30,000
	雑収入	324,000	0	324,000
	雑収入	324,000	0	324,000
	雑収入	324,000	0	324,000
	受取利息配当金収入	28,000	10,000	18,000
	受取利息配当金収入	28,000	10,000	18,000
	経常収入計(1)	22,242,000	10,000	22,232,000
支 出	人件費支出	19,977,000	0	19,977,000
	職員俸給	15,620,000	0	15,620,000
	職員諸手当	522,000	0	522,000
	非常勤職員給与	1,500,000	0	1,500,000
	退職共済掛金	135,000	0	135,000
	法定福利費	2,200,000	0	2,200,000
	事務費支出	605,000	10,000	595,000
	福利厚生費	50,000	0	50,000
	旅費交通費	30,000	0	30,000
	研修費	5,000	0	5,000
	消耗品費	5,000	0	5,000
	器具什器費	3,000	0	3,000
	印刷製本費	5,000	0	5,000
	水道光熱費	20,000	0	20,000
	燃料費	5,000	0	5,000
	修繕費	25,000	0	25,000
	通信運搬費	24,000	0	24,000
	手数料	105,000	5,000	100,000
	損害保険料	75,000	0	75,000
	租税公課	2,000	0	2,000
	土地・建物賃借料	16,000	0	16,000
	雑費	235,000	5,000	230,000
	雑費	55,000	5,000	50,000
共済財団退職手当掛金	180,000	0	180,000	
事業費支出	1,660,000	0	1,660,000	

勘定科目		合計	本部	元保育所
經常活動による支出	給食費	1,200,000	0	1,200,000
	保健衛生費	10,000	0	10,000
	保育材料費	50,000	0	50,000
	水道光熱費	300,000	0	300,000
	燃料費	20,000	0	20,000
	消耗品費	20,000	0	20,000
	器具什器費	10,000	0	10,000
	雑費	50,000	0	50,000
	經常支出計(2)	22,242,000	10,000	22,232,000
	經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	0	0
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
財務収入計(7)	0	0	0	
財務支出計(8)	0	0	0	
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
予備費(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	

前期末支払資金残高(12)	6,317,337	3,477,292	2,840,045
当期末支払資金残高(11)+(12)	6,317,337	3,477,292	2,840,045

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第32条（認可）に基づく審査

【審査基準】（該当事項のみ）	申請内容	審査
<p>第1 社会福祉法人の行う事業</p>		
<p>1 社会福祉事業</p> <p>(1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p> <p>(3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。</p>	<p>第二種社会福祉事業（保育所）を行う。（公益事業、収益事業は行わない。）</p> <p>元保育所は、児童福祉施設最低基準（設備・職員等）を満たし、昭和23年に認可されている。</p>	<p>適当である。</p>
<p>第2 法人の資産</p>		
<p>1 資産の所有等</p> <p>(1) 原則</p> <p>法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。</p> <p>なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を営む法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。</p> <p>(2) 特例</p> <p>オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合</p> <p>これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。</p>	<p>資産の所有者</p> <p>【建物】 保育所園舎 (財)元保育協会</p> <p>【土地】 園舎敷地 室戸市 屋外遊戯場 室戸市、久保勝利</p> <p>【建物】 所有者と贈与契約締結</p> <p>【土地】 所有者と使用貸借契約締結（無償） 所有者と賃貸借契約及び賃借権設定契約締結（地代16,115円/年）</p>	<p>保育所の用に供する不動産等については、土地を除き財団法人から贈与を受ける予定である。</p> <p>また、貸与を受ける土地についても、安定した経営が確保できる適切な契約が締結されることが予定されており適当である。</p>
<p>2 資産の区分</p> <p>(1) 基本財産</p> <p>ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。</p>	<p>定款第14条に規定されている。</p>	<p>適当である。</p>

15

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
<p>イ 社会福祉施設を經營する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。(以下略)</p> <p>(2) 運用財産 ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。</p> <p>【審査要領】第2 法人の資産</p> <p>(1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。(以下略)</p> <p>(3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。(以下略)</p> <p>(7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の經營の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。 また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。</p>	<p>定款第13条第2項に規定されている。</p> <p>定款第13条第3項に規定されている。</p> <p>(財)元保育協会との間で贈与契約が締結されている。</p> <p>贈与を受ける現金預金 4,672,123円 設立年度の年間事業費27,269,000円</p> <p>賃貸借契約による地代16,115円/年</p>	<p>適当である。</p> <p>決算書及び残高証明等で履行の確実性を確認している。</p> <p>現金預金の保有額が事業費の1/12(2,272,416円)以上であり適当である。</p> <p>適当な賃借料と認められる。また、賃借により貸与を受ける相手方は理事長等ではない。</p>
<p>3 資産の管理</p> <p>(2) 基本財産以外の資産(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあっても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。(以下略)</p> <p>(3) 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。</p>	<p>定款第15条各項に規定されている。</p> <p>該当する財産は保有しない。</p>	<p>適当である。</p>
<p>4 残余財産の帰属</p> <p>解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。</p>	<p>定款第23条に社会福祉法人に帰属する旨が規定されている。</p>	<p>適当である。</p>

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
<p>第3 法人の組織運営</p> <p>1 役員</p> <p>(1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。(以下略)</p> <p>(2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。</p> <p>(3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。</p>	<p>役員就任予定者に関係行政庁の職員は含まれていない。</p> <p>(財)元保育協会の役員が就任予定である。</p> <p>理事長として、市議会議員が就任予定である。</p>	<p>適当である。</p> <p>今後も法人運営への参画が十分に期待できる者であると認められる。</p> <p>公職にある者が慣例的に就任しているという事実は認められない。</p>
<p>2 理事</p> <p>(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。</p> <p>また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。</p> <p>(3) 理事の定数は6人以上とすること。</p> <p>(4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を超過して選任されてはならないこと。</p> <p>(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超過してはならないこと。</p> <p>(6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。</p> <p>(7) 社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超過してはならないこと。</p>	<p>(財)元保育協会の理事長及び理事が就任予定である。</p> <p>理事定数は8名である。</p> <p>親族等の特殊の関係にある者は含まれていない。</p> <p>理事のうち1名が市議会議員、1名が民生委員・児童委員である。</p> <p>施設長就任予定者が理事として参加予定であり、その他の施設の職員は理事とならない。</p>	<p>社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際の法人運営の職責を果たしうる者であると認められる。</p> <p>適当である。</p> <p>当該要件に該当する者の存在は認められない。</p> <p>適当である。</p>
<p>3 監事</p> <p>(1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。</p>		<p>他の職務の兼任の事実は認められない。</p>

17

【審査基準】(該当事項のみ)	申請内容	審査
(2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。(以下略) (3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。 (4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。 (5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。	監事のうち1名が、(財)元保育協会の監事として約4年の監査実績がある。 監事のうち1名が自営業(接骨院開業)、1名が民生委員・児童委員である。 親族等の特殊の関係にある者は含まれていない。	財務諸表等を十分監査し得る者であると認められる。 適当である。 適当である。 当該要件に該当する者の存在は認められない。
4 評議員会 (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 ② 保育所を営む事業(保育所を営む事業と併せて行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。)	評議員会は設置しない。	保育所を営む事業のみを行うため、ただし書きの法人に該当する。
6 その他 (1) 役員の定数は、確定数とすること。 (3) 役員の任期は、法第36条第2項により、2年を超えることはできない。(以下略) (4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係る施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。	定款第5条に確定数により規定されている。 定款第6条に2年とする旨が規定されている。 定款第12条各項に規定されている。	} 適当である。

審査基準：社会福祉法人審査基準 社会福祉法人の認可について(通知) 平成12年12月1日 障第890号/社援第2618号/老発第794号/児発第908号
 審査要領：社会福祉法人審査要領 社会福祉法人の認可について(通知) 平成12年12月1日 障企第59号/社援企第35号/老計第52号/児企第33号

○社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）【抄】

第二節 設立

(認可)

第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(申請)

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 社会福祉事業の種類
- 四 事務所の所在地
- 五 役員に関する事項
- 六 会議に関する事項
- 七 資産に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 評議員会を置く場合には、これに関する事項
- 十 公益事業を行う場合には、その種類
- 十一 収益事業を行う場合には、その種類
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

4 略

(要件)

第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

○社会福祉法施行規則（昭和二十六年六月二十一日厚生省令第二十八号）

(設立認可申請手続)

第二条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人（第十四条第一項第一号及び第二項第二号、第二十四条第二項第一号及び第二号並びに第三十七条第二項第二号を除き、以下「法人」という。）を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。

- 一 設立者又は設立代表者の氏名及び住所
 - 二 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 三 設立の趣意
 - 四 役員となるべき者の氏名及び各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 設立当初において当該法人に帰属すべき財産の財産目録（基本財産、運用財産、公益事業用財産（法第二十六条第一項に規定する公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（同項に規定する収益事業を行う場合に限る。）をそれぞれ区分して記載したものとする。以下同じ。）及び当該財産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
 - 二 当該法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類
 - 三 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - 四 設立者の履歴書
 - 五 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
 - 六 役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
 - 3 所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができる。
 - 4 法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後一月以内にこれを証明する書類を添付して所轄庁に報告しなければならない。
 - 5 第一項の認可申請書類には、副本一通（法第三十条第二項の法人にあっては、副本二通）を添付しなければならない。